



個人住民税の特別徴収(給与天引き)のご案内

-北海道空知総合振興局と空知管内全市町で取り組みを強化しております-

1 個人住民税の特別徴収について

個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引き）、砂川市に納入いただく制度です。

2 特別徴収義務者について

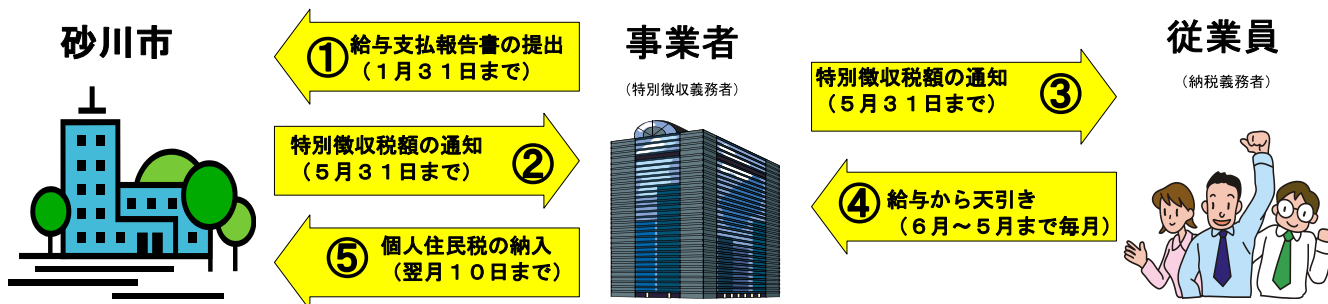
地方税法321条の4及び砂川市税条例第45条により、所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）は原則としてすべて特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。（事業者や従業員の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。また、アルバイト・パート等を含むすべての従業員が対象になります。）

3 特別徴収の対象となる方について

特別徴収の対象となるのは、前年中において給与の支払いを受けていて、かつ4月1日現在において給与の支払いを受けている従業員です。

4 特別徴収の方法による納税の仕組みについて

- ① 毎年1月31日（休日の場合は翌日。以下同じ。）までに従業員（アルバイト・パート等を含む全員）の給与支払報告書を当市へ提出してください。
- ② 当市に提出された給与支払報告書などにより、個人住民税額を計算し、毎年5月31日までに、事業者（給与支払者）へ特別徴収税額を通知します。
- ③ 事業者（給与支払者）は、特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）を、各個人に配布してください。
- ④ 特別徴収税額決定通知書に基づき、月割額を、月々の給与から差引いて徴収します。
- ⑤ 徴収いただいた税額を、翌月の10日までに当市へ納入してください。



5 特別徴収のメリットについて

- 従業員自ら、銀行等へ納税に出向く必要がなくなるので、手間や納め忘れがなくなります。
- 普通徴収は、納期が原則、年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので、従業員の1回あたりの負担が少なくなります。
- 所得税とは異なり、事業者（給与支払者）が税額計算をする必要はありません。当市が、提出された給与支払報告書等に基づき税額を計算し、各個人ごとの税額を事業者（給与支払者）に通知します。

6 普通徴収※が認められる従業員について

以下のいずれかの項目に該当する従業員の方のみ普通徴収が認められますので、該当する方の人数を「個人住民税の普通徴収への切替理由書」に記入いただき、普通徴収対象者の給与支払報告書の上に乗せて提出願います。切替理由書の提出がなければ、すべて特別徴収になります。

なお、普通徴収とする場合は、給与支払報告書の摘要欄の右側に必ず下記略号（a～f）を記入してください。eLTAX等により給与支払報告書を提出される場合についても同様に、略号を入力してください。

- a 総受給者数（b～fに該当する方を除いた人数）が2名以下（他市町村の受給者も人数に含む）
- b 事業専従者
- c 通年雇用でないパート・アルバイト等
- d 他の事業所で特別徴収をされている方
- e 給与の支払いが毎月ではない等、給与の支払期間が不定期な方
- f 退職者又は退職予定者（5月末日まで）

※普通徴収：特別徴収（給与天引き）によらず、従業員自身が市町村から送付される納税通知書によって、金融機関等で収める方法。納期は原則4回（6、8、10、1月）

切替理由書の様式については、当市ホームページのトップページの「申請書ダウンロード」から入手できます。

7 特別徴収の納期の特例について

給与の支払いを受ける従業員等が常時10人未満の場合は、年2回に分けて一括納入することができます。納期の特例を希望される場合は、税務課市民税係までお問い合わせください。

8 特別徴収義務者指定の猶予の申請について

特別徴収を直ちに実施することが困難である場合、1年間、特別徴収義務者の指定を猶予することができます（1回のみ）。特別徴収義務者指定の猶予を希望される場合は、税務課市民税係までお問い合わせください。

9 従業員が退職や転勤をした場合について

従業員が退職、転勤等により個人住民税を特別徴収できなくなった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の届出をしてください。退職や休職の場合は、一括徴収であれば、その後の税負担がなくなります。なお、1月1日以降に退職等された場合は、原則として一括徴収となります。

10 年の途中で個人住民税額に変更があった場合について

特別徴収税額に変更があった場合は、税額変更通知書を送付いたしますので、翌月以降の月割額は、変更後の税額により徴収し、納入書等の合計額を変更して納入してください。

11 特別徴収異動届出書の様式について

特別徴収異動届出書等の様式については、当市ホームページのトップページの「申請書ダウンロード」から入手できます。異動届出書等を紛失された場合等につきましては、こちらをご利用ください。